

令和4年度 公益社団法人

飛騨市シルバー人材センター事業計画

1、 事業運営の基本方針

「新型コロナウイルス感染症」の世界的及び国内での流行により、令和2年4月7日に第1回緊急事態宣言が発令され、令和3年1月13日には岐阜県にも緊急事態宣言が発令されたところですが、平成4年に入っても収束の目途が立たないなかで、国内及び地域経済活動を始め、住民生活に対しても多大な影響を及ぼしています。

3回目のワクチン接種も進んでいますが、いまだ終息の見通しは立っておらず、各種イベントの中止等による当センターへの請負業務減少の状況は、今後も厳しい状況が続くものと思われます。

令和4年1月、内閣府の経済見通しにおいては、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きが見られるとし、先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されるとしています。

岐阜財務事務所の「経済情勢報告」によれば、新型コロナウイルス感染症等の影響がみられるなか、不安定ながらも持ち直しており、個人消費は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しており、生産活動は、緩やかに回復しつつあり、雇用情勢は、感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつあるとしています。

総務省労働力調査による全国の1月調査によれば、就業者は前年同月に比べ32万人の減少となっており、4ヶ月連続の減少となっています。

ハローワーク高山管内での有効求人倍率は、令和3年1月の0.93倍から本年1月には1.07倍と増加してきており、昨年7月以来持ち直しが見られます。

令和4年度厚生労働省予算では、シルバー人材センターにおいて、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図るとともに、介護分野における周辺業務の切り出し等により、高齢者を介護分野の担い手として積極的に活用できる仕組みを設けることとしています。

我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、内閣府が公表しました「令和3年版高齢社会白書」によりますと28.8%となっており、岐阜県における高齢化率は30.4%であり、前年度より2.4%増加しています。

飛騨市の高齢化率は令和3年4月1日現在39.7%であり、前年度より0.5%増加しており、岐阜県内市町村の中においても高齢化が進んでいる状況となっています。

また、飛騨市の人口は令和2年4月1日の住民登録人口23,571人から、昨年は23,227人と、1年で344人の減少となっています。

このような現状の中、飛騨市における生産年齢人口（15歳～65歳未満）は、2015年の12,591人から2020年は11,157人と減少しており、2025年には9,933人に減少すると見込まれています。

今後の生産年齢人口の減少を踏まえ、これまで以上の高齢者の労働力としての拡大が求められる中、就業の場の確保を最優先として、地域社会に貢献すべく、労働力不足、現役世代の下支えをするために各種事業の一層の拡大に取り組んでいきます。就業を通じて高齢者健康増進と地域活性化の一助を担っていくという積極的な取り組みと、生涯現役社会の実現を目指し、地域社会に貢献できるシルバー人材センターとして活動していくことが重要となってきます。

請負事業、派遣事業における人材の養成、就業の場の確保を最優先として、地域社会に貢献すべく、労働力不足、現役世代の下支えをするための各種事業の一層の拡大に取り組んでいく必要があります。今後、高齢者が増加していく飛騨市において、能力・活力を有した高齢者の就業の場の確保を図り、生きがいつくり、居場所づくりの場を提供するとともに、生涯現役社会の実現に向けてシルバー人材センターの存在意義を高め、多様な就業機会の確保を図ることを基本方針として事業を展開していきます。

2、シルバー人材センター事業

会員に対して就業機会を多く提供し、就業を通じて高齢者の福祉の増進に資するためにも、企業・事業者・一般家庭など地域社会全体にシルバー事業の取組や理念について積極的に情報発信を行うとともに、地域住民の日常生活に関連した臨時的かつ短期的な業務の要望と、高齢化社会に対応する環境作りを積極的に推し進めます。

派遣業務に関しては、これまで週20時間、月80時間以内となっている就業時間について、昨年より週40時間、月160時間まで就業できるよう業務拡大に取り組んでいましたが、県知事の業務拡大の指定が受けられる見込みとなりました。このことにより、これまで以上に多様な就業機会が図られることとなりましたので、新たな就業形態の要望に幅広く対応するため、新規の請負及び派遣事業の拡大に向けて受注活動に努めるとともに、会員の就業希望職種とのマッチングの向上に努め、会員の総意と主体的な参画により「社会の支え手」としての労働力確保に貢献していきます。

3、会員拡大・相談事業の推進

シルバー人材センターの目的、理念、仕組み、活動等を市民に周知し、理解と認識を高め会員の拡大と就業機会の確保を図るため、各種機会を通じてPRに努めるほか、入会を希望する方々にはその都度面談の上、入会説明・就業相談にあたります。

全国シルバー人材センター協議会が掲げる「会員100万人達成計画」に基づく当センターの目標として、令和5年3月末会員数357名が掲げられていることから、より一層の取り組みを推進する必要があります。

そのため、会員の協力のもと会員個人による呼び掛けや紹介をさらに推進していきます。

ハローワークと飛騨市が連携して行う出張職業相談が、これまで古川会場だけで行われていましたが、4月より神岡会場でも行われることとなりましたので、両会場(月1回開催)にシルバー人材センターのコーナーを設け、就業相談に訪れる方々に入会の声掛けを行うほか、年2回、各町において出前入会説明会を開催し、就業を希望する方々にシルバー人材センターの概要・活動趣旨等を説明し、新規会員の加入促進に努めます。

女性会員の入会を促進するため、女性のニーズに見合った就業の場の開拓や事業展開などを図り、さらに一層の女性会員拡大に務めます。

また、未就業会員への就業相談及び就業促進に向けた指導・相談を随時行います。

4、普及啓発事業

シルバー人材センター事業を広く市民等に理解・利用してもらうために、ホームページを通じて情報発信するとともに、報道関係への取材依頼、チラシの作成等により効率的・効果的な広報手段により活動内容を広く紹介し、その存在価値をPRしていきます。

出前入会説明会の開催にあたり、会員募集とともにシルバー事業の周知と活動内容を、市の協力を得て各家庭回覧及び市ケーブルテレビによる広告宣伝を行います。

また飛騨市福祉・ボランティアフェスティバル及び終活フェア等へのイベント参加を通じて、シルバー事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を市民に周知し、高齢者の加入促進や受注業務に結び付くよう広報活動を行います。

5、安全就業推進事業

「安心は、すべてに優先する。」ことから、当シルバー人材センターを上げて重篤

事故、傷害事故、損害賠償事故の撲滅に努め、会員が安心して就業できるよう、安全意識に対する意識の徹底を図ります。

新型コロナウイルス感染対策については、就業時及び日常生活におけるマスクの着用、こまめな手洗い、3密（密接・密集・密閉）の回避を始め、普及啓発に努めます。

特に、派遣就業会員については、派遣先の新型コロナウイルス感染対策に従う他、県及び飛騨市の対応について周知徹底するとともに、対応についての相談にも随時対応していきます。

また、業務の受注に当たっては、感染の危険性を考慮するとともに、業務内容により感染防止対策を講じます。

就業人員を配置するに際し、仕事内容の確認や会員の職履歴等を参考にし、希望日程を調整しながら就業を提供するとともに、安全就業を推進していきます。

安全・適正就業委員会においては「安全パトロール」を実施し、安全・適正就業指導を行います。

「シルバー事務局だより」を通し安全ニュースを掲載するなど、全会員に安全への意識の高揚を図っていくほか、事故防止のための推進活動に取り組んでいきます。

- (1) 適正就業の徹底を図るため、企業等の訪問活動の実施
- (2) 安全・適正就業推進強化月間（7月）の設定
- (3) 安全・適正就業委員会による安全パトロールの実施
- (4) 安全・適正就業推進大会や研修会への参加
- (5) 安全・適正就業遂行推進のための安全講習会や技術講習会の開催

6、シルバー派遣事業に対する取り組み

(1) 派遣事業の推進

就業形態・契約形態から見た適正就業に努めるとともに、新たな派遣業務の開拓を行い、派遣事業の推進に向けて取り組んでいきます。

(2) 就業モラルの向上

「就業規約」、「適正就業基準」を遵守し、会員の就業モラルの向上を図っていきます。また事務局では、就業情報の提供を行い多くの会員が就業できる環境づくりに努めます。

(3) 健康保全・衛生管理

派遣就業者の健康の保持増進及び衛生管理に努めるため、岐阜県シルバー

人材センター連合会とともに、産業医による健康及び衛生に係る講習会の実施や健康相談等を実施します。

(4) 派遣事業の拡大及びマッチング向上

「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」により、地域の労働力不足分野・現役世代を支える分野への派遣事業の拡大を図るとともに、就業希望会員とのマッチングに努めます。

(5) 業務拡大の推進

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、現在週20時間以内、月80時間以内と定められている派遣就業時間について、知事の指定を受け、週40時間以内、月160時間までの就業ができる見通しとなりました。

派遣先事業所の意向を尊重しながら、労働力不足の解消に貢献していくとともに、会員の多様な就業機会の確保を図るとともに、会員の希望に添えるよう努めていきます。

7、研修講習事業

新入会員がシルバー人材センターの基本理念や仕組み、就業規則などの研修を受け会員として就業した際の基本的な心構えにより就業意識をさらに深め、受託先の信頼を高めるよう努めていきます。

また、会員の技能習得や各種資格取得を推進するため、岐阜県シルバー人材センター連合会が実施する各種講習会への積極的な参加機会を推進します。

安全・適正就業委員会の事業として、安全・適正就業遂行のため高齢者の技能の維持・向上を支援するため安全講習会や技術講習会の開催など、技術面・安全面での向上を支援し、就業機会の確保を目指していきます。

8、諸会議・研修会等の参加支援

シルバー人材センターの運営及び事業の推進にあたっては、岐阜県シルバー人材センター連合会及びその他関係機関との緊密な連携を図る必要があります。

このため全国事業協会・県連合会及び飛騨地区シルバー人材センターの関連機関を通じて適切な情報交換や協議を行い、シルバー事業に対し指導、相談及び助言を求めるほか、各関係団体とも連絡してシルバー事業の円滑化と拡大に務めます。

また当センターの役員及び職員の資質向上を図るために、県シルバー連合会の収集情

報も公開し、研修への参加を計画実施します。

9、ボランティア活動

シルバー事業の社会的意義、活動内容等を広く地域住民等にご理解いただくとともに、地域の皆様の信頼を得て地域社会に根差した、そして市民の皆様から愛されるセンターの実現を目指し、多くの会員参加のもとボランティア活動を実施します。

10、センターの健全経営について

センターの運営に当たっては関係法令を遵守し、公益性の高い事業展開と財政面での健全性を保つとともに、情報公開による透明性を確保し、地域社会から信頼される公益社団法人として「自主、自立、共働、共助」の基本理念のもと、地域社会づくりに貢献していきます。

また、組織・財政面で運営の適正化を図り、事務局機能の拡充・効率化など常に評価と見直しをおこない、限られた財源を有効に活用できるよう、経営の健全化に努めます。